

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年10月から60年6月まで

我が家は、夫が地方公務員共済年金であるため、私自身年金を掛けるつもりはなかったが、隣人の婦人会役員から再三入るように勧められ、当時の保険料は生活を脅かすほどの金額ではなかったため、渋々入り始めた。

この地区は、ある一定の人が保険料を集金し、婦人会長宅のところへ全部集めることになっており、それを私がA町役場に毎回のようにつけるようになっていた。

当然、毎月保険料は集金されており、滞りなく掛けられているものと信じていた。

今回抜けている期間があると知り、そんなはずはないと断言できる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月に国民年金に任意加入してから、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が居住していた地区には、申立期間当時、納付組織が存在していたことが確認でき、申立人の主張と合致している。

さらに、申立人の当時の生活状況からみて、申立期間に任意加入の資格を喪失させる理由も見当たらない上、申立期間は、9か月と短期間であり、前後の期間は納付済みであることから、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月まで

昭和 46 年 11 月から 48 年 9 月まで株式会社 A に勤務した。同じ勤務先で事務員として勤めていた妻に同年 4 月から厚生年金保険の加入記録が確認できるのに、私の記録は無いので、厚生年金保険の加入記録について確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、勤務していたとする株式会社 A は現存していることから、当該事業所に照会したところ、申立期間当時の事情を承知している者はおらず、当時の資料も無いため、申立期間に係る厚生年金保険料の控除及び勤務実態について確認できない。

また、申立人は入社した当時、従業員は自分と事業主夫妻を含め 5 人ほどいたと主張しているが、当時、社会保険事務所が保管する当該事業所の記録上の厚生年金保険被保険者は一人であり、他の 3 人のうち従業員の一人は昭和 47 年 8 月 1 日に被保険者とされており、さらに、申立人が申立期間中に当該事業所へ入社したとして名前を挙げた者の被保険者記録を調べたところ、4 人について申立期間における被保険者記録が無いことが確認できた。このことから、事業主は、一律に従業員の全員を入社と同時に厚生年金保険被保険者として加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間における雇用保険の加入記録から、申立人が、昭和 46 年 10 月 8 日から 48 年 6 月 5 日までの期間、株式会社 A に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したもの

とは考え難い。

なお、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 35 年 3 月 31 日まで
昭和 34 年 10 月 28 日に A 地方への出向を命じられ、同僚と赴いた。B 事業所（現在は、C 機関 D 事業所）では、E 岳の麓で木材を運搬する作業に就き、架線の仕事や集材機を運転する仕事をしていたので、厚生年金保険の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、B 事業所は、事業所記号「F」で昭和 29 年 6 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの間、政府管掌健康保険のみの適用を受けており、別途、35 年 6 月 1 日から事業所記号「G」で健康保険及び厚生年金保険の適用となるまでは、厚生年金保険の適用は受けていなかったことが確認でき、事業所記号「F」の被保険者名簿の申立人の記録から、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

また、申立人と一緒に出向し、当該事業所で勤務した同僚についても、B 事業所において政府管掌健康保険の加入記録が確認できる期間については、社会保険庁の記録から、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、同時期に B 事業所に勤務した者に対しても照会したものの、申立期間当時、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、これらの者についても、申立期間当時は厚生年金保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

加えて、C 機関では、当時の臨時職員等の厚生年金保険加入について、

「国に使用される臨時職員等の健康保険法、厚生年金保険法及び日雇労働者健康保険法の適用について(昭和32年9月25日付け32林野第1327号)」に従って取り扱われたと思われるものの、当該事業所における実際の取扱いは不明であり、関係書類の保存期限経過のため申立人の雇用形態等も確認できないとしている。

その上、申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる近隣の事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人及び一緒に出向した同僚の記録は見当たらなかった。

なお、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。